

諮問日：令和3年8月5日（令和3年度（情）諮問第12号）

答申日：令和3年12月16日（令和3年度（情）答申第30号）

件名：特定日付で特定の裁判官が訴追されたことに関して，仙台高等裁判所が最高裁判所から受領した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日付で特定の裁判官が訴追されたことに関して，仙台高裁が最高裁から受領した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，仙台高等裁判所長官が，その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事実の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，仙台高等裁判所長官が令和3年7月2日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定年月日付で特定の裁判官が訴追されたことは公知の事実であるから，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書は，特定日付において，特定の裁判官が訴追されたことに関して原判断庁が最高裁判所から受領した文書であるところ，当該文書の存否を明らかにすると，特定日付において，当該裁判官が訴追された事実の有無（以下「本件存否情報」という。）という個人に関する情報を開示することとなる。この情報は，法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

- 2 苦情申出人は、特定日付において、申出に係る特定の裁判官が訴追されたことは公知の事実であるから法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。しかし、特定日付において、申出に係る裁判官が訴追されたことが新聞等により広く報道され、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿って報道されたものにとどまるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとはいえず、法5条1号ただし書イに相当しない。また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当する事情も認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 令和3年8月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月16日 | 審議 |
| ④ 同年12月14日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、特定日付において、特定の裁判官が訴追されたことに関して原判断庁が最高裁判所から受領した文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められる。この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。
- 2 苦情申出人は、特定年月日付で特定の裁判官が訴追されたことは公知の事実であるから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。しかしながら、特定年月日付で特定の裁判官が訴追されたことが新聞等により広く報道され、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿って報道されたものにとどまるから、そのことをもって、当該情報

が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとはいえず、法5条1号ただし書イに相当しない。また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子